

大阪府消費生活苦情審査会調停事案報告書

平成 18 年 10 月 25 日付け消セ第 156 号付託事案

「学 費 返 還 に 関 す る 調 停 事 案 」

「学費返還に関する調停事案」報告書

平成 18 年 10 月 25 日に知事より付託された標記案件について、調停を行った結果、申告者、相手方の合意が成立しました。その経過及び結果は以下のとおりです。

第 1 紛争の概要

申告者：未成年女性（法定代理人親権者 申告者の父）

相手方：教育施設を経営する株式会社

第 2 案件の概要

申告者（以下「甲」という。）は、平成 18 年 2 月、相手方（以下「乙」という。）が経営する教育施設（以下「A 学院」という。）へ平成 18 年度 4 月生の入学願書を提出したところ入学を了承され、平成 18 年 4 月 4 日に A 学院大阪校に入学した。

甲代理人は、平成 18 年 4 月に平成 18 年度分の学費 63 万円を、その後、A 学院から 2 年次の学費について早期に支払えば割引になるとの案内が届いたため、平成 18 年 5 月に、平成 19 年度分の学費 42 万円 4000 円を振り込んだ。また、甲自ら平成 18 年度分の諸経費 14 万円を振り込んだ。

しかし、甲代理人の主張によると、甲は平成 18 年 5 月頃から体調不良により通学できなくなり、受診したところ適応障害と診断された。甲は以後の通学を望まなかったため、平成 18 年 6 月半ばごろ、甲代理人は A 学院大阪校に対して、本人が病気のため通学しないと宣言しているがどうしたらよいか、と電話で申し出た。その際、A 学院大阪校から休学届を提出してはどうかという話があったが、この時は休学については保留となった。

その数日後、甲の祖母から A 学院大阪校に対して、やはり病気のため今後の通学は見込みがないので対価を受けていない学費を返還してほしいと電話で申し出たが、学費は返還できないとの回答であった。

甲代理人の主張によると、その後、甲代理人は、A 学院の東京本部事務局の担当者に、通学できないので対価を受けていない学費を返還してもらいたい旨を電話で申し出たが、返還には応じられなかった。甲代理人は、平成 18 年 8 月 18 日付けで甲の受診結果の診断書を添付して、対価を受けていない学費の返還を求める書面を A 学院の東京本部事務局の担当者に送付した。

また、甲代理人は、平成 18 年 8 月 25 日付けで A 学院代表者（乙代表取締役）あてにも学費返還を求める書面を送付した。

これに対して、乙からは、平成 18 年 9 月 5 日付け文書で学費返還には応じられないとの回答があった。

甲代理人は、消費生活センターにあっせんを求めたため、消費生活センターであっせんを行ったが、乙からの回答は、1 年次の学費については返還しない、2 年次の学費については

42万4千円のうち31万2千円を返還する、との回答であった。

これに対して甲代理人は、2年次の学費は全額、1年次の学費は授業を受けた期間の授業料にいくらかを加えた額を差し引いた金額の返還を求めたが、乙からはこれ以上の返金できないとの回答であったため、消費生活センターでのあっせんは不調となった。そのため、本件について大阪府消費生活苦情審査会（以下「審査会」という。）への付託の申し出があった。

審査会は平成18年10月25日、大阪府知事から「学費返還に関する事案」についての調停を付託された。

第3 当事者の主張（付託時点での主張）

1 申告者（甲代理人）の主張

甲は、病気（適応障害）にて退学を余儀なくされたものである。

在学契約は、主として準委任契約、付随的に施設利用契約等の性質を併せ持つ有償双務契約と解釈されているので、当事者はいつでもこれを解除できる。対価を受けていない授業料・設備費等は、不当利得の法理に従って返還すべきである。

消費者契約法では、契約の解除に伴い事業者が生じる平均的な損害を超える違約金は無効とされている。もし、学費の不返還特約があるとすれば不当条項ではないか。

経営上の理由で返還に応じない相手方は合理的理由を欠き不当である。対価を受けていない授業料等について適切な合理的金額の返還に応じてほしい。

2 相手方（乙）の主張

入学後の自主退学による学費の返還は行っていない。

在学生の納付学費を退学後に返還するとの表記や告知はしていない。

1年次の学費の返還には応じられない。2年次の学費については31万2千円を返還する。

第4 審査会の処理（審議経過及び結果）

1 当事者からの事情聴取（第1回期日）

審査会は、会長が委員3名を調停委員として指名し、調停による解決を図ることとした。

平成18年11月22日に第1回期日を開催し、当事者それぞれから事情聴取を行った。事情聴取した内容は別表のとおりである。

また、調停委員から乙に対して、次回期日までに甲の入学募集当時に使用していた募集要項や学生規則、甲の出席状況等の提出を求めるとともに、次回期日の日程を平成18年12月25日に決定した。

2 乙の民事再生手続

第1回期日の後、平成18年12月6日に乙が民事再生手続の申し立てを行い、12月18日付けで開始決定された。

3 当事者からの事情聴取（第2回期日）

平成18年12月25日に第2回期日を開催し、当事者それぞれから事情聴取を行った。事情聴取した内容は別表のとおりである。

このとき、乙から、1年次の学費については全額返還できないが、2年次の学費については全額返還したいという申し出があった。甲代理人としては、1年次の学費についてもいくらか返還してほしいという気持ちがあったが、民事再生手続の開始決定が出ているため、ここで当初からの主張をしても、再生債権として取り扱われるため返金される可能性は極めて低いことや、平成18年11月27日に最高裁判所で大学の授業料等に関して、納付済みの授業料等の返還が認められるのは3月31日までに入学取り止めを申し出た場合である、との判決が出たことから、本件については大学ではない教育施設の場合ではあるが、訴訟になれば最高裁判決と同様の理由により入学後の退学については学費の返還は困難であろうとの判断から、実質的に返還額が多い解決方法として、最終的には、乙の提示した内容で合意解決するということで基本的な方向性を確認した。

甲からは、これまでに正式な退学届は提出されていなかったため、次回期日に退学届を提出し、これを受けて乙は共益債権としての取り扱いをすることにより、1年次の学費については全額返還しないが、2年次の学費については全額返還することを基本的方向として、乙には弁護士との最終的な調整を依頼した。また、次回期日は平成19年1月12日を開催することに決定した。

4 合意書の調整（第3回期日）

平成19年1月12日に第3回期日を開催し、甲代理人から甲の退学届を乙に提出した。また、同日付けで本件に係る合意書を次の内容で締結した。

- (1) 甲は、平成19年1月12日付けでA学院大阪校を退学する。
- (2) 乙は、甲に対し、当事者間の2年次年間学費の返還金として424,000円の返還義務があることを認め、同金員を平成19年3月9日限り、甲の指定する金融機関の口座に振り込んで支払う（振込み手数料は乙の負担とする）。
- (3) 甲は、乙が前項に定める支払いをした場合には、当事者間の1年次の年間学費850,000（内訳：校納金630,000円、年間諸経費140,000円、年間必須教材費80,000円）について、乙に対する返還請求権を放棄する。
- (4) 甲と乙との間には、本件契約につき、上記各項に定める以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 報告にあたってのコメント

A 学院は、「学費返還制度」を謳って生徒を募集していた。申告者は、このことから、4 月 1 日以降の退学についても当該年度の学費の精算を主張した。

これに対し、A 学院は、学費返還制度は、3 月末までに入学辞退の申し出があった場合は入学金を除いた授業料を返還することである。募集要項にも、学費返還制度について、「学費を納付した後、入学取り止めの場合、学費が返還となります！」と記載している。また、この趣旨は最高裁判決でも認められている。つまり、当学院に入学された人については、その人数を前提にして、人的・物的設備を整え提供する義務があるので、その後退学されても、1 年間の講義を予定しているということで、当該年度の学費は返還できない。と主張した。

この点について検討したが、「学費返還制度」の内容について募集要項に明記されていること、同制度の内容自体が最高裁判決の趣旨に反するものではないこと、さらに、当審査会で確認したところ、同学院の実入学数は入学定員を大幅に下回っていたことから、中途退学者に学費を返還しない約款が消費者契約法第 9 条 1 項に違反するとは直ちには認定できなかった。

次に、学生手帳（入学後に学生に配布される手帳）学生規則第 17 条 4 項に「一旦納入された校納金は、納付学生の理由によっては、返還されることがあります。」と定められている。同条項に基づき、申告者に対する学費返還を認められる余地がないかの調整の余地もあったが、A 学院の同条項の適用例は限定的なものとの主張であった。

かかる過程で、当該学院について再生手続開始決定がなされた。申告者の主張に基づき 1・2 年次の学費返還請求権（再生債権である）の主張を貫くよりも、当事者間で争いのあった退学時期について所定の退学手続を経た時とし、2 年次の学費を共益債権として全額返還される方が申告者にとって実益がある解決だと申告者も納得し、合意が成立した。

以上のとおり、「学費返還制度」を謳っている点を手がかりに、中途退学者の学費精算について最高裁を上回る解決ができないか検討したものの、相当性の判断材料としては、特に当該校の入学実人数が入学定員を大幅に下回っている事実が大きな要因となった。

「学費返還に関する調停事案」の処理経緯

開催年月日	会議名	内容
平成 18 年 11 月 22 日	第 1 回調停	・ 申告者事情聴取 ・ 相手方事情聴取
平成 18 年 12 月 25 日	第 2 回調停	・ 申告者事情聴取 ・ 相手方事情聴取
平成 19 年 1 月 12 日	第 3 回調停	・ 合意書の締結

別表 当事者からの事情聴取

1 申告者（ 本件事情聴取は、申告者の法定代理人親権者（申告者の父）から行った。）

項 目	内 容
契約内容	<p>（内 容）教育施設にかかる学費</p> <p>（契約金額）1年次の年間学費 850,000 円（内訳：校納金 630,000 円、年間諸経費 140,000 円、年間必須教材費 80,000 円）</p> <p>2年次の年間学費 530,000 円のところ、1年次の6月2日までに納付する場合、年間学費を2割引の424,000 円とする。</p> <p>合計 1,380,000 円（1,274,000 円）</p> <p>（既払金額）1,274,000 円</p>
聴取内容	<p>（入学から学費返還の申し出まで）</p> <p>申告者は、インターネットや資料を取り寄せたりして、興味を持った相手方の経営する教育施設（A学院）に、平成18年2月ごろ入学の申込をし、4月にA学院大阪校に入学した。</p> <p>平成18年4月、5月に学費計1,274,000円を振り込んだ。</p> <p>平成18年4月に入学後まもなく申告者は体調を崩し、入学後2ヶ月ごろには全く通学する気持ちがなくなりました。医師の診断は適応障害。</p> <p>法定代理人（申告者の父）は、A学院大阪校に対して6月中ごろ「本人が病気で、もう学校には行かないと言っているのでどうしたらよいか。」と電話で申し出たところ、A学院大阪校からは休学して様子をみたらどうかと言われたが、このときは休学の手続はしなかった。</p> <p>その後、申告者の祖母から、A学院大阪校に「もう学校には行くことはできないので、納付した学費を返還してほしい。」と申し出たが、A学院大阪校からは学費の返還はできないとの回答であった。</p> <p>平成18年8月18日にA学院の東京本部、平成18年8月25日に、相手方代表取締役あてに文書で学費返還の申し出をしたが、返還はできないとの文書回答があった。</p> <p>（希望する解決内容）</p> <p>1年次の学費については、受けた分の授業料にいくらか加えた額を納付した金額から差し引いた額を返還してほしい。</p> <p>2年次の学費については全額返還してほしい。</p>

2 相手方事業者

項 目	内 容
聴取内容・ 文書回答内 容	<p>(入学後の申告者の状況及び学費返還の申し出まで)</p> <p>申告者の出席状況は、4月は、授業日数12日中10日出席。5月は、授業日数20日中1日だけ出席 最終出席は平成18年5月8日。以後欠席。</p> <p>平成18年6月12日、法定代理人(申告者の父)から休学したいとの電話が大阪校に入ったので、事務職員が事務手続等の説明を行った後、担任講師が法定代理人(申告者の父)と電話で話し合った。学校としてもなんとか続けてほしいし、法定代理人(申告者の父)も長続きさせたいので申告者を説得してみるとのことで、休学保留になる。</p> <p>その後、申告者の祖母から大阪校に何度か電話で学費返還の問い合わせを受けた。学費返還はできないので、何とか続けていけるようにお互い努力していきましょうという話をした。</p> <p>このあと、申告者側から大阪校には連絡は入っておらず、東京の本部とのやりとりになった。</p> <p>申告者からは、現在までに大阪校、東京の本部ともに休学届や退学届は提出されていない。</p> <p>(入学生の募集、定員・実員等について)</p> <p>入学生の募集は、平成18年度入学生では4月入学のみ行っている。</p> <p>平成18年度入学生の定員は、大阪校で925名。実入学者数は約500名。</p> <p>(希望する解決内容)</p> <p>1年次の学費については、入学後の退学の場合は返還できない。</p> <p>2年次の学費については納付された金額の全額を返還する。</p>